

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月12日

【会社名】 株式会社gumi

【英訳名】 gumi Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川本 寛之

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿四丁目34番7号

【電話番号】 03-5358-5322 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 本吉 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿四丁目34番7号

【電話番号】 03-5358-5322 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 本吉 誠

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．当該事象の発生日

2026年6月12日

2．当該事象の内容

- (1)当社グループにて保有する暗号資産に関して、暗号資産相場の変動による時価の算定を行った結果、暗号資産評価益を連結決算において営業外収益として計上いたします。
- (2)持分法適用会社であるgumi Cryptos Capital 2号ファンドにおいて、暗号資産マーケットが軟調に推移したため、連結決算において持分法による投資損失を営業外費用に計上いたします。
- (3)ブロックチェーンゲーム市場における競争環境の変化および市場成長の減速を勘案し、当社子会社が運営するブロックチェーンゲームタイトルの今後の収益見直しを見直しました。これに伴い、当社が同社に対して保有する債権の回収可能性について検討し、将来の財務リスクを早期に低減させグループの健全性を担保するため、個別決算において貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上いたします。なお、貸倒引当金繰入額に関しては、連結決算において消去されるため、連結業績への影響はありません。
- (4)モバイルオンラインゲーム事業において、一部タイトルに係るソフトウェアを資産計上しておりましたが、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の収益見込みを勘案して回収可能性を検討いたしました。その結果、当該ソフトウェア資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、連結決算および個別決算において特別損失を計上することといたしました。

3．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2026年4月期第4四半期連結累計期間において、下記のとおり、貸倒引当金繰入額、減損損失、暗号資産評価益および持分法による投資損失を計上いたします。

個別

貸倒引当金繰入額	240百万円
減損損失	613百万円

連結

暗号資産評価益	2,632百万円
持分法による投資損失	454百万円
減損損失	606百万円